

文教大学チャレンジ育英制度規程施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、文教大学チャレンジ育英制度規程第11条に基づき、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 各制度への出願資格は、次のとおりとする。ただし、当該年度に休学している者又は休学、退学する予定の者を除く。

(1) 企画奨励

本学の学生又は本学の学生で構成する団体が実施する活動で、次のいずれかに該当する企画に限る。

- ア 地域交流、福祉活動、環境問題等に取り組む企画
- イ 自己の知的好奇心、探究心を極める企画
- ウ 課外活動として認められた正規の活動以外の企画
- エ その他選考委員会が承認した企画

(2) 論文奨励

本学の学生であること。

(出願書類)

第3条 各制度への出願を希望する者は、次に定める書類を提出しなければならない。

(1) 企画奨励

- ア 願書
- イ 企画書
- ウ 誓約書
- エ その他企画内容を説明するのに必要な書類

(2) 論文奨励

- ア 願書
- イ 誓約書
- ウ 課題論文
- エ その他必要書類等

(募集時期)

第4条 募集については、別途要項を発表する。

(採用者の義務)

第5条 採用者の義務は、次のとおりとする。

(1) 企画奨励採用者は、採用された企画の活動終了後すみやかに「結果報告書」を提出しなければならない。

(2) 全採用者は、学生委員会で決定した義務について履行しなければならない。

(育英金の返還)

第6条 育英金の返還については、次のとおりとする。

(1) 全採用者は、採用された企画について、虚偽の報告、盗作等を行った場合、全

額返還しなければならない。

- (2) 企画奨励採用者は、採用された企画が実施できなかった場合、全額を返還しなければならない。
- (3) 企画奨励採用者は、採用された企画を実施途中で中断した場合、その状況により、全額又は一部を返還しなければならない。
- (4) 企画奨励採用者は、採用された企画活動の再審査を受け、権利を失った場合、全額を返還しなければならない。
- (5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に規定するもの以外に不正な行為とみなされた場合、採用者は委員会で審議を受け、その決定に従わなければならない。
- (6) 採用後、採用となった年度内に休学、退学となった場合、全額を返還しなければならない。

(再審査と権利の失効)

第7条 企画奨励採用者は、採用された企画が当初提出された企画と比べ大幅な変更（実施者、内容、実施時期及び経費等の変更）があった場合、再度審査を受けなければならない。

2 再審査を受け、了承されなかった場合は、その権利を失うものとする。

(改廃)

第8条 この施行細則の改廃は、学生委員会の発議により、大学審議会の議を経て学長が行う。

附 則

この施行細則は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この施行細則は、平成24年4月1日より施行する。